

くらし

## 建築物耐震改修促進計画 (二期計画)に対する 意見を募集しています

市内の建築物の耐震化を進めるため、市建築物耐震改修促進計画の改定案をまとめました。この案に対する、皆さんの意見を募集します。

▼意見を提出できる人

市民、市内勤務・通学者、市内に事務所・事業所を持つ個人や法人、本件に利害関係を有する個人・法人、その他の団体

▼閲覧場所

本建築指導課、市ホームページ

▼提出方法 意見書の様式に氏名、住所、意見を記入し、本建築指導課の窓口、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出

※氏名、住所を必ず記入してください。  
※電話では意見を受け付けません。  
※個人情報目的以外には使用せず、公表しません。

※提出された書面は返却できません。  
▼意見の公表 提出された意見の内容や市の考え方を取りまとめ、本建築指導課窓口や市ホームページで公表します。本件に直接関係がない意見には市の考え方は示しません

健康

福祉

子育て

住まい・環境

交通・消防

雇用・資格

スポーツ

文化・教養

相談

## 旧金沢小学校のプールを 夜間開放します

誰でも利用できるので家族皆さんで遊びに来てください。

▼開放日時 7月21日～8月25日まで  
の毎週火・木・土曜 午後7時～9時

※8月13・16日と水温が20℃以下の場合  
は休みです。

▼入場料 無料

▼問い合わせ

〇函教育総務課 ☎(37)5231

交通・消防

雇用・資格

スポーツ

文化・教養

相談

## 沼野田和・下中野地区の 地籍調査を行います

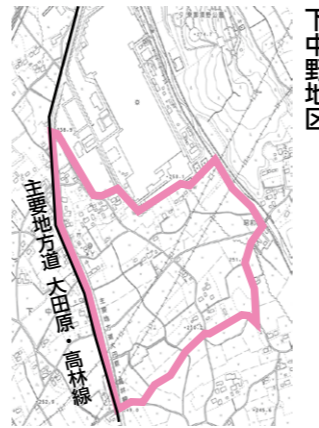
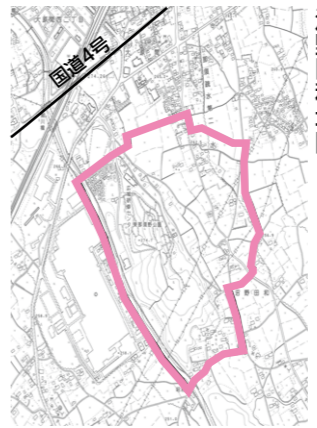
地籍調査は皆さんの大切な財産である土地を調査し、結果を公共事業などに活用できるようにするものです。

昨年度に引き続き、今年度も沼野田和地区、下中野地区の一部区域の土地境界の立ち会い調査を実施します。

市から地籍調査の通知が届いたら協力をお願いします。

▼問い合わせ

〇函農林整備課 ☎(62)7161



今月のテーマ

## 廃品回収業者 とのトラブル に注意

「こんな事例がありました」  
「こちらは無料回収車です。お困りの粗大ごみはありませんか」と廃品回収業者がトラックでアナウンスしていたので依頼したところ、自転車やカーペットなどの粗大ごみを出した後に「有料だ」と言われ代金を支払われた。

### 【アドバイス】

- ◇市の許可や委託を受けずに家庭ごみを回収することは認められていません
- ◇無許可の廃品回収業者にごみの処理を依頼することは、トラブルや不法投棄の原因になりますので注意してください
- ◇粗大ごみなどの処分は、市のルールに従って行いましょう

### 《困ったときの連絡先》

消費生活センター  
(いきいきふれあいセンター内)  
☎(63)7900  
開設時間  
平日午前8時30分～午後5時

☎…本庁舎(共墾社108-2)  
☎…西那須野庁舎(あたご町2-3)  
☎…塩原庁舎(塩原1-2)

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

くらし

健康

福祉

子育て

住まい・環境

交通・消防

雇用・資格

スポーツ

文化・教養

相談

## 知って得するセミナー 「おびっかゲーム」

ゲームを通して、お金の使い方楽しく学びましょう。

▼とき 8月12日(金) 午前10時～正午

▼ところ 厚崎公民館

▼対象 小学3～6年生

▼定員 30人

▼申込期限 8月8日(月)

▼申し込み・問い合わせ

〇函生活課 ☎(62)7126

## 苗木を無料で配布します

「夏の人・時まつり」の会場で、300本のブルーベリー苗木の無料配布会を実施します。

※なくなり次第終了。

▼とき 8月20日(土) 午前10時～

▼ところ アグリパル塩原

▼問い合わせ

〇市緑化推進委員会事務局

☎(62)7148

## 自然の中で工作しよう

どんぐりや松ぼっくりで、ペンホルダーや写真フレームなど色々なものを作るコーナーを開設します。親子で楽しく作ってみませんか。

くらし

健康

福祉

子育て

住まい・環境

交通・消防

雇用・資格

スポーツ

文化・教養

相談

## 黒磯地区サイレン吹鳴時の 音声放送がなくなりました

黒磯地区で火災発生時に鳴る消防詰所などにあるサイレン吹鳴システムを更新することに伴い、サイレン吹鳴時の音声放送がなくなりました。

なお、火災や災害の情報は、市のメール配信サービス「みるメール」で受信できるので、ぜひ登録してください。

登録は下のQRコードを参照。



《火災情報は電話でも確認できます》

災害情報等テレフォンサービス

☎0287(22)0119

※旧黒磯那須消防組合管内で実施していたテレフォンサービスは、3月末で終了しました。

▼問い合わせ

〇函総務課 ☎(62)7150

## 医療費が高額になりそうなときは

- ▶必要なもの 本人確認書類、国民健康保険証、印かん  
※1月2日以降の転入者は、必要なものが異なるので、お問い合わせください。
- ▶対象  
○限度額適用認定証：70歳未満で国民健康保険税に滞納がない世帯の人か70歳～74歳までの非課税世帯の人  
○標準負担額減額認定証：住民税非課税世帯の人
- ▶その他 70歳以上で現役並み所得者・一般に該当する人は申請の必要はありません。保険証と高齢受給者証を医療機関窓口へ提示してください

## 国民健康保険の加入者へ

限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までになります。また、住民税非課税世帯の人には、入院時の食事代が軽減される標準負担額減額認定証を交付します。

▶有効期間 認定証は申請した月の初日から7月31日まで有効なので、引き続き必要な場合は、8月1日以降に申請してください。ただし、申請月に国民健康保険に加入した場合は、加入日から有効です

### 70歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来診療+入院	4回目以降の限度額(※2)
所得が901万円を超える世帯(※1)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
所得が600万円を超える世帯	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
所得が210万円を超える世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
所得が210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

### 70歳～74歳の住民税非課税世帯自己負担限度額(月額)

所得区分	外来診療	外来診療+入院
低所得者Ⅱ(年金収入80万円超)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(年金収入80万円以下)		15,000円

※1 所得の申告をしていない人がいる世帯は、所得が901万円を超える世帯とみなされます。  
※2 過去12カ月間に、世帯で高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額。

▶問い合わせ 函国保年金課 ☎(62)7129 函市民福祉課 ☎(37)5103 函総務福祉課 ☎(32)2988